

## 政府・企業関係と本社の立地移動：産業政策が都市システム形成に与える影響

藤本，典嗣  
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/3000317>

---

出版情報：経済論究. 114, pp.69-93, 2002-11-26. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 政府・企業関係と本社の立地移動

—産業政策が都市システム形成に与える影響—

藤 本 典 嗣

## 目次

- I はじめに
- II 既存研究の検討
  - 1. 本社立地と移動に関する研究
  - 2. 本社立地移動、専門情報循環と組織構造
  - 3. 産業政策と専門情報循環
  - 4. 分析的枠組み
- III 企業行動と本社移動
  - 1. 参入企業群と産業動向
  - 2. 業界団体（石油化学工業協会）
  - 3. 創業の地方分布と組織構造の変容
  - 4. 移動パターンの類型
- IV 行政システムと専門情報循環
  - 1. 法的根拠と規制
  - 2. 明示的規制の企業による把握
  - 3. 暗示的な規制と外資法
  - 4. 集権的行政システム（地方出先機関の役割）
  - 5. 関連する諸団体
- VI おわりに
  - 1. 都市システムと本社移動
  - 2. まとめ

## I はじめに

国による規制色が強いとされる日本の基幹諸産業の中で、戦後のゼロからの立ち上げとして注目されるのが石油化学産業である。産業分類上は同じ素材型産業に属する鉄鋼業は戦前からの技術的蓄積が豊富であったのに対し、石油化学産業は、製造技術に関しては、高度成長期に欧米系企業からの導入に依存したという点で後発産業に属する（橘川，1998）。このような産業の技術的特性とともに、工場部門と、管理部門の立地上のコントラストも注目される。石油化

学の工場部門の集合体であるコンビナート群は、国土を東西に横断する太平洋ベルト地帯の臨海部に分散的に立地している。国土レベルでは分散的に立地するコンビナート群は、企業内や企業間にまたがる諸工程の技術的緊密性を反映し、臨海部における地域的集中型の立地も特色とする。他方で、最高次の意思決定を担い情報収集が鍵となる本社部門は、主に首都圏に集中的に立地している。しかも、その大半は、政府官庁、業界団体、研究所、大学が所在する東京の都心地区に集中して立地している（板倉，1959）。

この一見、何の関連もないように見える「技術導入における欧米依存型体質」という産業の技術的特性と「本社部門の東京集中」という部門別立地特性は、「政府規制」によりつながっている。石油化学産業の場合は、通産省が新規参入の許認可権限を握っていた。そのため、東京という省庁が集中する都市において企業に対する参入などの許認可が行われ、参入許可を求めて企業による省庁への事前事後的な接触が本社レベルの人員を動員して行われた。その点において、「政府の規制」と「本社部門の東京集中」は結びつくのである。また、「技術導入」と「政府規制」も密接に関連する。石油化学が国内では技術的に未確立で技術輸入に頼らざるを得なかったからこそ、通産省は海外からの技術導入に関して許認可という形での参入規制を可能したのである。

ここで、重要なのが、部門別立地特性と技術

的導入を結び付ける「政府規制」を「専門情報」との関連で捉えることである。参入、退出、価格、設備投資などに係る政府規制が、単一で明瞭な法律とその適用により実施されているならば、すなわち規制の実施において情報の公開性が確保されているならば、地方に本社を所在させたままでも規制内容を入手することが可能であり、何も地方から東京に本社を移す必然性はないはずである。新規産業の立地に際して、新たに追加の管理的費用を発生させてまで東京へ本社の移転を行うまでもないのである。しかしながら、現実には、数多くの地方発祥の企業が、高度成長期に本社を東京に移転した（永井・宮地，1967）。ここで、「専門情報」との関係で、政府規制を捉える必要が出てくる。専門情報とは、A. Pred（プレッド，1977）により提示され、①対面接触（face to face）による情報交換、②情報の局地的な偏在の二つを特徴とする。情報企業の本社や政府機関などの諸アクター間で循環する情報であり、その交換プロセスにおいて電話や文書などの媒体を経由することなしに、人と人が直接会うことで情報の伝達を行う。また、対面接触で入手される情報であるために、本社や省庁などの諸アクター同士が近接して立地する大都市においてのみ情報が循環するのである。

日本では、企業の事業参入の許認可に関する法律の適用に際して、行政側が解釈能力を専有するという、情報の非公開性がある（新藤，1992）。この非公開的な情報を、政府省庁との直接の人的接触により収集しようとして、企業が、社長室・重役会・総務・法律関係部署などの主要な本社部門を東京に移転させたというのが、本稿を貫く仮説である。その仮説を検証するために、政府による規制色が強い産業の代表的なものであり、本社の東京集中が著しい産業であ

る、石油化学産業をケーススタディとして取り上げる。

石油化学産業の部門配置に関しては、工場部門の配置に焦点をあてた研究が豊富に存在する。コンビナート部門の東西分割立地に着目することで、矢田（野原・森滝編，1975）の研究を展開した富樫（1986，1990）の研究が近年では代表的である。工場部門の配置は、工程間の技術的結合、原材料の供給構造、寡占的市場構造などの観点から解き明かされるものと思われる。そして、一工場一本社制など工場部門と本社部門の空間的同一性という側面が強く見られた時代においては、本社も工場部門の立地に従うものと思われる。しかし、高度成長期においては、それまで地方圏の工場に付随する形であった化学系企業の本社群が、石油化学事業への参入の過程において、相次いで本社を工場部門から分離させ、東京に本社機能の移転を行った。このような、工場部門と本社部門の空間的分離は、工場立地とは別の要因、すなわち「専門情報」という立地要因により明らかにされるべきであろう。専門情報の入手、なかでも政府との情報交換を中心にして、本社部門が地方圏から移転したと考えられるのである。よって、本稿では、高度成長期における石油化学産業の本社立地移動のプロセスに焦点をあてることで、政府が果たした役割、政府と企業の間で情報交換があったこと、さらにそのことが企業本社の東京集中をもたらした要因であったことを明らかにしたい。ここでは、「専門情報循環」、「法的な参入規制」、「技術導入における欧米依存」、「集権的行政システム」、「本社の立地移動」をキーワードにして、本社移動の実態を解明していく。

しかしながら、実態解明の前に、専門情報についての留意点が考えられる。それは、政府・

企業間の情報交換を解明しようとなると、情報が「専門情報」であるがゆえに、非公開でありかつ記録として残されている可能性は極めて低い。そのため、本稿では、各社の社史、有価証券報告書、通産省年報などの事後的な行政報告書や事業報告などの資料を用いながら、政府・企業間の情報交換やそれに伴う官民の人的交流の内容を推測するという方法をとる。

## II 既存研究の検討

### 1. 本社立地と移動に関する研究

本社立地に関する経済地理学的研究は、主に都市システム論において考察されている。代表的研究は、阿部（1996）であり、上場企業の本社数を定量的にカウントしている。この阿部の実証研究における手法に依拠した肥田野（1998）は、複数の本社をもつ企業の本社間関係に着目し、営業本部型、東京中心型、機能分散型に本社を区分している<sup>1)</sup>。これは、高度成長期において、多数の企業が、関西圏・地方圏から首都圏へ移動したという空間的側面を重視した上での考察である。しかしながら、空間的考察に重点を置くあまり、本社の指す機能的範囲についての考察が不十分という点が指摘できる。本社を数量的に計上するだけでは、本社の機能を捉えることはできない。本社自体の定義（機能的側面）についての考察が欠落していることに加え、また、広報、企画、営業、人事などの部門をもってして本社としても、そのことで産業レベルでの本社の立地動向が捉えられるわけではない<sup>2)</sup>。

本社についてクリアに定義を与えたのが、田中（1996a, b）である。田中は雪印産業や神戸製鋼などの個別企業の例をあげ、本社移転のプロセスを詳細に解明している。雪印の事例では、

「金融」部が他部署よりも先行して首都圏に移転したとされている。すなわち、首都圏における金融市場の発達が本社移転の要因となり、資金調達上の必要性から本社移転が生じたとしているのである。しかし、一企業内の金融部署の移転を本社としても、産業レベルで整合性を持つのかという問題点がある。田中が挙げている金融部門の本社が、他部門に先行し首都圏に移動したパターンに適合する事例が、どこまで一般に適用できるのかは概念的に触れられていない。またさらに、企業ごとに部門移転の時期的相違の共通的なパターンがあるとしても、それを同一産業内の同一部門の移動として定義することは不可能である。企業組織における金融部門の移動をもって本社移動と捉えると、首都圏以外の地方で金融市場が発達している都市で創業したにもかかわらず、東京に本社を移動させた企業群についての説明が不可能となってくる。

肥田野の、本社に着目して分類を試みる手法では、その発祥における工場部門との不可分性（粘着性）について観察することができないのである。その点を補完したのが田中であり、首都圏に立地する本社群の立地要因を、金融市場との情報交換としている。

### 2. 本社立地移動、専門情報循環と組織構造

この本社部門の移転については、情報の役割を重視する議論が存在する。プレッドは、都市システムを織り成す要素として、大企業や政府など複数の都市に組織の部門を立地させ、なおかつ各部門が管理する空間的スケール<sup>3)</sup>で組織内の階層が決定する「複数立地組織」に着目した。高度成長期に入ってから、この複数立地組織の立地こそが都市の成長に重要な役割をもたらす（プレッド、1977）。組織の立地要因を、

他の組織と交換される情報で、なおかつ対面接触で交換され、非公開かつ非記録的な情報である「専門情報」に求め、情報が偏在する都市における組織間・組織内の専門情報循環を指摘した。しかし、管理の空間的スケールによる組織内の階層という組織構造については述べているものの、組織自体の多様性<sup>4)</sup>と、その組織間にもどのような関係があるかは言及されていない。日本、フランスのように、組織間関係が、企業間のネットワーク以外に、政府組織との関連も重視される国においては、ブレッドの見解は、専門情報が発生する諸条件までさかのぼって考察することはできない。この点は、田中が述べた、部門別の立地移動について参照する必要がある。

ここで石油化学における組織構造を参照すると、現在の状態は分工場型に近い形態をとる。ここで言う分工場型とは、各部門がそれぞれの空間的特性に基づいて立地していることを特徴とする。中でも、工場部門と本社部門の機能的な分離が空間に投影されている。特に規制色の強い産業である石油化学においては、首都圏への本社集中と、臨海部への工場部門の立地という空間的な特徴がみられる。しかしながら、この分工場型の状態は、部門別の立地特性がもたらしたものであり歴史的に形成されてきたものである。よって、現在の組織構造の形態だけを見ることは、石油化学産業における、地方発祥の企業の本社移転という、歴史的な過程を捉えることはできなくなる。石油化学に新規参入した企業は、連関上では前方と後方の両方からの参入がみられる。前方からの参入においては、明治時代から事業化が始まった石炭化学、電気化学などを発祥とする企業が多い(北村, 1977)。これらの化学系企業の工場部門は、資源が豊富な場所に発祥時は立地していた。そして、高速

の交通・通信網が未整備の時代には、本社と現場部門の空間的な同一性が組織内管理において必要とされ、本社立地も工場部門への付随していた。主に1工場1本社制の組織形態をとっていたが、この形態に大幅な変化が起こったのは、高度成長期に入ってからである。すなわち、政府規制、他企業との接触、同業種との接触などを要因として、本社が工場部門から分離し首都圏へ移動して新規に立地するパターンが顕著になった。このように、現在の首都圏における本社の集中という状態は、地方発祥の企業が本社を首都圏に移転させるという歴史的なプロセスを経て形成されてきたのであり、分工場型は、あくまでもプロセスの結果の一形態を示しているに過ぎないのである。

よって、本社の立地(状態)の移動(動態)の過程を明らかにするには、分工場型になるまでの本社移転のプロセスに着目することが有効であると思われる。本社の地域的分布については、もともと首都圏に本社が所在しているケース、地方圏に本社が所在していたがそれが首都圏に移転したケースと、大別することができる。さらに、後者に関しては、本社機能を全面的に首都圏に移転したケース、あるいは、その一部だけを移転したケースにさらに区分することができる。このように3パターンに分けることで、①現在の分工場型形態となるまでのプロセス、②本社部門だけが移転した要因、③移転の要因が働かなくなる今後のあり方、などが明らかになるのである。

### 3. 産業政策と専門情報循環

特定産業の育成を目的として実施される政府規制が産業政策である。この産業政策については、その概念的検討を行わずに、専門情報との関係で捉えていく。高度成長期・安定成長期に

における「産業政策」について概念的検討を行った研究の代表的なものとして鈴木・奥野（1993）が挙げられる。ここでは、政府が産業別に行う政策を、市場メカニズムの補完である「戦略的」政策、競争的市場機構の失敗を補正する「補正的」に区分している。ここで述べられている「市場機構の失敗」と「市場メカニズムの補完」は、経済主体の違い、さらに前者における主体間関係について述べたものである。前者は、「市場メカニズム」を損なわないままの政府の介入であり、産業の「保護・育成」を具体例として挙げている。このような区分は、「政府」と「市場（メカニズム）」の関係を考察する上では有効性をもつものの、より具体的な産業レベルで把握するには困難さを伴う。本稿の問題意識に照らし合わせると、情報の問題に関する視点の欠落ということが指摘できる。

政策手段として「情報」の役割を明示的に示したのが小宮（1999）である。通産省が構造不況業種を対象に1980年代に行った政策を「産業調整政策」とし、政策手段を情報の提供とそれ以外の手段（抑制や誘導、経済的インセンティブの供与）とに区分している。これは通産省が行った政策手段を、そのまま記述したものである。前者と、後二者は、後者がフォーマルという点において区分されている。ここで、専門情報との関係で、この区分の問題点を述べるとすると、政府による「法律・行政指導による抑制・誘導」などの手段が実施される前に、専門情報へアクセスが可能な企業へ、その内容が根回し的に伝達されるなどの対面接触による事前の情報伝達について述べられていない。

また、行政指導をフォーマルなものに加えることに関しては検討が必要である。行政指導には、明文化されないものも含まれ、対面接触により伝達・通達されていることも確認される。

この場合には、行政指導による抑制・誘導そのものが「情報の提供」となっている。財政・金融・税制上のインセンティブについても同じ問題点が指摘できる（新藤、1992）。

以上のように、専門情報との関係から「産業政策」を考察するとすると、産業政策に関する主要な文献では、政府と企業の間、政策実施の前後に情報循環があることについての視点が欠落しているのである。事前や事後に循環する情報が「専門情報」であり非公開であるがゆえに、「産業政策」の概念的規定は困難を伴う。「産業政策」自体の概念的規定の困難さに加えて、かりに「専門情報」との関係で政策手段を分類しようとしても、政策実施の重要な条件となる情報の役割を検証するものが、「専門情報」であるために、記録化されていないものもある。

よって、これらの文献からは、1950年代に産業合理化の対象となった「鉄鋼・機械」、1960年代において新規育成の対象となった「石油化学・自動車」などの産業に対し、フォーマルな規制や政策で政府が企業行動の枠組みを供与し、それらの政策手段の実施の前後において様々な専門情報の交換があったという蓋然性を指摘できるにすぎない。ここで、数々の産業政策において、行政と企業の間でやりとりされる情報が、なぜ非公開であり、対面接触で行われるのか、すなわち、情報がなぜ専門情報となるのかについての検討が必要となってくる。これについては、本稿は、「行政裁量」「行政側の情報量の優位性」のための情報が専門情報となるという立場をとる。行政裁量とは、企業行動を規制する各種の法律を適用するときに、行政側の法律解釈能力の専有により、その解釈とそれに伴う適用を操作できることである（奥野、1994）。どの事象に対してどの法律が適用されるかは、行政側が専有しているために、規制の法

律がいかなるものであるかは、企業側にとって対面接触で入手する他はなくなるのである。また行政側の産業動向についての情報量の多さも、情報を専門情報たらしめる理由である。石油化学の立ち上げ期においては、行政側が、石油化学業界の世界的動向について、より多くの情報量をもっていたとされる。各種の欧米への視察団の派遣を通じて、企業よりもいち早く欧米における産業動向を把握し、将来の産業育成ビジョンを作成する。民間企業が利用できる国際高速通信網が未整備で、その利用が高価であった時代には、企業の海外支所ネットワークが確立されてなく、企業側は欧米の産業動向についての情報を入手しようと思えば、政府との情報交換を行うことが近道だった。これらの情報交換は、勉強会、研究会などの形態をとって行われる。そこへ参加できる企業のみが、欧米の産業動向を正確に把握でき、また国内の産業レベルでの動向も把握できる（聞き取りによる）。

さらにこれらの専門情報の交換の場である勉強会や研究会が、政府機関の本省庁が固定的に所在する東京で行われていることにも注意する必要がある。これは集権的行政システムに要因がある。中央—地方間の権限配分において、中央政府において事業参入の許認可権限が配分され(政府と都道府県の関係)、なおかつ、中央政府の組織内においても本省庁における許認可の権限が配分されているという、二重の意味においての集権的行政システムがあることにも注目すべきである。行政裁量は、政府の所在地に置いて専門情報を生み出すという空間的含意をもつが、専門情報が本省庁の所在地において専門情報を生み出すことの説明には、集権的行政システムによる説明が必要となるのである。

以上のように、行政裁量、集権型行政システ

ムにより、産業政策が実施される過程で政府と企業の間で交換される情報が、専門情報となり、さらにその情報が東京（首都圏）においてのみ交換されうるのである。

#### 4. 分析的枠組み

本稿では、首都圏への企業本社の移動が、行政側の裁量による専門情報が発生し、その専門情報が首都圏のみで発生する集権的行政システムが要因であるという観点から、その過程を明らかにしていく。対象とする時期は、関西圏・地方圏から首都圏に向けての本社の移動が活発であった高度成長期（1950年代後半～70年代初頭）であり、分析対象とする企業（産業）と政府の省庁は、石油化学産業と通産省とする。石油化学産業は、鉄鋼業<sup>5)</sup>と並んで、東京への本社集中が著しい業種である。化学系企業のうち、約6割が東京圏に集中している。これらの化学系企業群を中心とする石油化学産業を分析するにあたり、製造している製品、業界団体への加盟という点から対象となる企業を抽出する。また、政府の諮問機関である審議会、業界団体と密接な関係をもつ研究所なども視野に入れながら、各アクター間の専門情報循環の過程を紐解いていきたい。

### III 企業行動と本社立地移動

#### 1. 参入企業群と産業動向

本稿でとりあげる石油化学産業とは、主にナフサ分解、エチレン誘導品の生産に携わる企業の集合体である。これらの製品を製造する部門は、第一に当時としては高収益部門であり<sup>6)</sup>、第二に寡占的な市場構造であったという特徴を有する。石油化学産業が、新原料というイノベーションにより生み出され高収益が期待された主

導産業であったことに加え、連関上は後方に位置している石油化学が、同産業内で前方に位置する企業群の参入により拡大していったという点で、化学産業内においても主導的であり牽引的役割を果たしていた(有沢, 1994)。この二重な意味において主導産業であったということに加えて、寡占的市場構造という特徴を反映した供給体制の確立に、業界団体が重要な役割を担った。対政府との関係において、産業レベルでの情報交換は業界団体の存在により可能となった。企業群の統一的意思決定の役割を果たす石油化学工業協会へ加盟していた企業であることも、分析対象に設定するための重要な一条件となる。以上のことを考慮すると、ナフサ分解系、エチレン誘導品系企業群のうち石油化学工業協会に1968年の時点で所属していた企業に原則として対象を限定する。

寡占的供給体制の歴史的推移を概観すると、各社の事業化計画の提出と政府による許認可の時期<sup>7)</sup>から、第1期企業化計画期と第2期企業化計画期に大別できる(表1)。第1期企業化計画に含まれる企業は、1955～57年にかけて各企業から通産省に事業計画を提出し、1959年までに工場を稼働させた14社である。このうちナフサ分解系は4社(三菱油化；四日市, 日石化学；川崎, 住友化学；新居浜, 三井石油化学；岩国)であり(有沢監修, 1994)、財閥系の参入と、後方に位置する石油精製からの参入に特徴づけられる。その際に、各コンビナート群毎に、資本系列では同一系列に属する企業群が参入したのである。

第2期は、製品の需要拡大<sup>8)</sup>に対応し、より多くの企業が1959～60年にかけて参入計画を提出し、1964年までに工場を稼働させた。この背景には、第1期から生産していた同種類製品の増産だけでなく、新技術導入<sup>9)</sup>によるより多種類

の製品の生産が可能になったことがある。政府の認可を受けたナフサ分解系企業は、後発5社を加えて9社にも増えた。さらに誘導品系で、かつ協会加盟の企業を加えると、1961年時での参入企業数は26社にもものぼった。主に同産業の前方・後方の両方向からの参入である。後方からの参入としては、昭和31年に既に事業計画を通産省に提出しておいた出光興産が主導となって設立した出光石油化学、既に松山で誘導品を生産していた丸善石油が設立した丸善石油化学、東燃石油による東燃石油化学がある。また、前方からは、財閥系の三菱と旭化成の合併である化成水島、大協石油との共同で協和発酵が設立した大協石油化学などがある。

## 2. 業界団体(石油化学工業協会)

戦時中の産業別統制会に源流をもつと言われる各種の業界団体は、政府の省庁別、さらに省庁内の各局毎に所管産業や業種が分割されていることから生み出されている団体である。このように政府規制や政府の組織内部部門別の所管産業の分割から発生している業界団体は、産業内の情報を一元的に管理し、政府と情報交換の役割を果たしている。これを、業界側からのインセンティブからみると、新規参入企業の限定、すなわち寡占的市場構造の温存である。寡占的市場構造を維持するためには、参入の許認可権のもつ省庁と、産業レベルで接触する必要がある。産業内の各企業の経済的情報を一元的に把握し、またここでの業界内の意思統一を図り、その意向を政府に伝え、また政府からも各種の参入に関する情報を入手する。この役割を担った業界団体が、「石油化学工業協会」である。

石油化学産業の業界団体は、他業種(鉄鋼, 金属, 化学<sup>10)</sup>など)の業界団体のように、戦時中の統制会には源流をもたず、戦後に新設された



表1 石油化学工業に関する年表

年	主要な企業行動	政府の諸政策	現業部門の稼動（エチレンセンター）	
第1期企業化計画	1955	三井系7社と興亜石油、三井石油化学を設立（7月）。 日本石油化学設立（8月）。	通産省、旧軍燃料廠（四日市・岩国・徳山）の払い下げ先を内定（3～4月）。 通産省、「石油化学工業の育成対策」発表（7月）。	
	1956	三菱油化設立（4月）。	通産省、ポリエチレン製造設備建設計画許可方針を決定（11月）。	
	1957	石油化学10社による石油化学工業懇話会が発足（2月）。		
	1958	エチレンなどの生産開始（4月）。 石油化学工業協会設立と石油化学工業談話会の解散（6月）。	産業合理化審議会、産業立地部会発足（7月）。	三井石油化学工業（岩国・大竹）〔現三井化学〕 住友化学工業（愛媛）
	1959	合成ゴム生産開始（4月）。	通産省、「今後の石油化学工業企業化計画の処理方針」決定（12月）。	三菱油化（四日市）〔現・三菱化学〕 日本石油化学（川崎）
	1960		通産省、「当面の石油化学企業化計画の処理」を決定（10月）。	
第2期企業化計画	1961	ポリプロピレンの生産開始（5月）	通産省、産業構造調査会を設置（顧問会議を廃止）（4月）。 産業構造調査会令公布・施行（6月）。 産構調、第1回総会開催（10月）。 産構調、第2回総合部会開催（12月）。 産構調、第1回化学工業部会開催（12月）。	
	1962	ナイロンの光合成方式生産開始（3月）。	産構調、第3回総合部会開催（1月）。	東燃石油化学（川崎）〔現・東燃化学〕
	1963		産構調、「産業構造政策の方向と課題」について答申（11月）。	大協和石油化学（四日市）〔現・東ソー〕
	1964		産業構造審議会（産構審）令施行（4月）。 産構審、第1回総会開催（5月）。 産構審、第1回総合部会開催（11月）。 産構審、第1回化学工業部会開催（12月）。 通産省、石油化学協調懇談会の設置を決定（12月）。	出光石油化学（徳山・南陽） 三菱化成（水島）〔現・三菱化学〕 丸善石油化学（千葉）
	1965	石油化学製品の輸出額が輸入額を超える（12月）。 化学繊維が天然繊維の比率を超える（12月）。		
	1966	エチレン年産100万トン超を達成。	通産省、軽工業局を化学工業局と改称（4月）。 通産省、石油生産調整の打ち切りを決定（10月）。	
	1967	三井石油化学・日本石油化学、エチレン年産30万トンの折半会社設立を発表（10月）。	通産省、経団連と資本自由化で第1回定期協議（2月）。 石油化学協調懇談会、「エチレン製造設備の新設の場合の基準」を年産30万トン以上に引き上げる方針を決定（7月）。	住友化学工業（千葉） 三井石油化学工業（千葉）〔現・三井化学〕
	1968	三井東圧化学が発足（東洋高压工業と三井化学工業の合併）（10月）。	閣議、技術導入の自由化決定（6月）。	
	1969	丸善石油化学、エチレン年産30万トン基準による1号機完成（3月）。 エチレン年産200万トン超を達成。	閣議、第2次資本自由化措置決定（3月）。	鶴崎油化（大分）〔現・昭和電工〕
	1970	エチレン年産300万トン超を達成。 大阪石油化学、年産30万トン設備完成（4月）。	閣議、第3次資本自由化措置決定（9月）。	大阪石油化学（泉北） 浮島石油化学（浮島） 水島エチレン（水島）〔現・三菱化学〕 三菱油化（鹿島）〔現・三菱化学〕
	1971			
	1972			山陽エチレン（水島）〔現・山陽石油化学〕

出所) 出所石油化学に関連する各社の社史、石油化学工業史、石油化学工業協会HPや各社の有価証券報告書などから筆者作成。

団体であるという特徴<sup>11)</sup>をもつ。1957年2月に主要10社により「石油化学工業談話会」が結成されたものが、「発展的に解消」し、1958年6月に同じ会員構成で「石油化学工業協会」が設立された。石油化学産業の拡大と共に、会員数も漸増し、1970年6月の時点では39社にまで増加した。この時期における会長は、参入に関して先発の4社であった財閥系(三菱、三井、住友)と日本石油化学の各社長が持ち回りで歴任していた。

懇話会の時点から、政府に対する積極的な提言を行うことを目的に設立された協会<sup>12)</sup>は、政府に対する各種要望を積極的に行った(石油化

学工業10年史, 1971)。政府に対する提言の中では、業界の状況報告、見通しや計画などだけでなく、各種の優遇措置とその継続も要望された。製品や設備に対する免税や減税、石油化学用の関税免除(関税還付)などが主なものである(表2)。

ここで政府に対する要望事項の時期的特徴を挙げるとすると、第2期企業化計画によるコンビナートが稼動した時期である1960年代前半に、優遇措置(関税免除や非課税措置)やその継続に関する要望が増加したということがあげられる。これは、外貨割当により原油の供給を安定的に受けてきたナフサ分解系各社が、政府

表2 石油化学工業協会による報告書など一覧

	政府						官民関係団体		業界団体		
	内閣			衆議院		通産省		懇談会	審議会	石油化学工業協会	
	法律	閣議	政令	決議	省議	通達	報告	報告	要望	報告	
1955年				1	2						1
1956年					1						
1957年	1		1	1							
1958年											
1959年									2		
1960年					1				1		
1961年									1	1	1
1962年											
1963年									4	6	
1964年										3	1
1965年									1	1	1
1966年									2	2	2
1967年						1	1	1			2
1968年											1
1969年									1		

出所) 石油化学工業10年史, 石油化学工業20年史を基に筆者作成(単位; 件数)。

注1) 各項目は、石油化学工業協会に記載されていた報告書の一覧であり、厳密な意味での一覧ではない。

注2) 業界団体側からの要望は、主に通産省に向けてのものであり、免税措置の継続や設備免許の許可などがある。これ以外の省庁に対する要望としては、労働省に対する要望がある。

の原油輸入化決定によりナフサの不足問題が生じたことへ、政府を巻き込んでの対処を行う企図をもっていただためと思われる。さらに、1968年の外資自由化に向けて、次第に政府の育成方針が次第に弱まっていくことへの、業界側の反発でもあると思われる。このように、政府の産業育成と、寡占的供給体制の維持という、政府と企業の双方の思惑を、産業レベルで円滑に情報交換をさせるための仲介的役割を果たしたのが、石油化学工業協会であるといえる。

### 3. 創業の地方分布と組織構造の変容

石油化学系企業の組織構造は、今の状態を見ると全て分工場型に近い。ここで言う分工場型とは、工場部門と管理部門の機能的分離が空間的な立地に投影されている状態をさす。各部門がそれぞれの立地特性に基づいて別の都市や地域に立地している組織構造を特徴とする。特に首都圏における本社部門の集中と臨海部における工場群や基礎研究所の集中という立地上のコントラストが特徴的である。この分工場的な組織形態は、あくまでも地方圏から首都圏に本社が移動した結果なのであり、その結果にのみ注目してしまうと、石油化学産業における本社の移動のプロセスを無視してしまうことになる。

石油化学の企業は、その参入にあたり、石炭化学、電気化学、財閥系、繊維系、石油精製系など前方と後方の両方向から多面の発祥が確認される。そして、その創業に際しても、首都圏以外において事業が開始された例が多数確認できる。

石油化学産業の主要企業における管理部門の配置は表3で示すとおりである。ここで特徴的なのは、首都圏における本社集中の高さである。上場企業における化学系企業170社のうち、104社(61%)までもが、東京に集中している。し

かしながら、このなかで、商法上の登記本社とされる別個の本社がある企業も存在する。2000年の石油化学工業協会の会員の中で、登記上の本社という別個の本社を有する企業が存在する<sup>13)</sup>。また首都圏本社でありながら石油化学産業立上の以前に地方で創業された企業もある。さらに設立が石油化学の立上期にあたる企業で、各種の企業の共同出資の形態で設立された企業もある。これらの共同出資に数多くの地方創業の企業が参加している(表3)。

明治期から戦前にかけて、石灰や石炭、電力(主に水力)などの資源が豊富な地方において数多くの企業が創業された。その多くは、肥料の生産に携わっていた(北村, 1977)。発祥時から首都圏に本社が存在していた旧財閥系の企業以外の企業群は、これらの地方発祥の企業が多くを占める。次にこれらの企業の本社移動の差異(パターン)を確認する。

### 4. 移動パターンの類型

本社の移転のプロセスに着目し、どの程度首都圏に本社を移転したかという観点から、移動のパターンを3分類する。まず、①本社固定型がある。これは政府の本省庁の所在地である首都圏に、高度成長期の時点で本社を置いていた企業である。これらの企業群は、既に専門情報が循環する東京に人員を恒常的に送り込める場所に、あらかじめ本社を置き、その機能を他都市に移動させる必要がないという点で、本社の立地が東京に固定的なのである。次に、首都圏以外の地方から、東京に本社を移転したケースの企業がある。これは、本社機能の一部を東京に移転させた②一部移転型と、その機能のほとんどを移転させた③全面移転型に分けることができる。本社については、各社の同名称の部署が、必ずしも同一の機能となっている訳ではな

いために、どの部署の東京への移転をもって本社の移動とするかの確認については困難を極める。東洋曹達や宇部興産<sup>14)</sup>などのように、有価証券報告書や社史に、「本社の東京移転」を明記している企業もある(表4)。そのような企業ですら、どの部署のどの部門を以って本社移動としているかの明記はない。これについては、後述

するように、社長や役員などの高次管理部門の人員が、東京で行われる各種の会合に恒常的に出席していれば、本社の移転であると推測が可能である。首都圏で定期的に行われる会合に連続的に出席している形跡が見られれば、地方の本社には、最高次の意思決定を行う人員が不在であったと考えられるからである。さらに、地方に残存させた人員などを把握することで、地方への本社の粘着性も見ることができる。

表3 化学系大企業の都市別管理部門配置(2000)

## 1 本社・支店ネットワーク

	本社	支社	支店	営業所	事業所数
東京	104	21	42	48	364
大阪	39	22	63	34	307
名古屋	1	14	62	43	195
札幌		6	21	42	145
仙台		3	31	45	105
広島	1	3	21	45	114
福岡		10	42	44	174
金沢		1	4	15	28
高松			9	22	66

## 2 エチレンセンター稼動地区の事業所数

鹿嶋地区			4	24
千葉地区			2	19
川崎地区	4	1	1	35
四日市地区			1	18
大阪地区	3		1	21
水島地区	1	3		31
徳山地区	2		1	20
大分地区			1	18

出所) ダイヤモンド社『組織図・事業所便覧 全上場企業版 2001年』を基に筆者作成。(単位:事業所数)

- 注1) ここで対象とした企業は、東証1部上場企業であり、化学の業種に分類される170社のうち、上述の都市や地区に本社が所在する企業を抽出した。
- 注2) 2表での事業所は、コンビナート群が配置されている市町村を含めた上で計上している。
- 注3) ここで用いられている事業所は、主に本社・支社・支店・営業所や研究所・工場などの呼称がつけられた組織部門のことをさす。各企業の同呼称部門の単位が、必ずしも同一の機能を有する訳ではない。
- 注4) エチレンセンターについては、2001年3月時点で稼動している地区のものをとりあげた。

この点を考慮すると、ナフサ分解系企業エチレン誘導品系企業では、三菱化学、三井石油化学などが本社固定型の代表的なものであり、財閥系の中心的企業という資本系列上の特徴と一致するのである。次に、一部移転型の企業は、住友化学、旭化成、日本合成化学などの関西系の企業に加えて、宇部興産などが代表的なものである。これらの企業群は、主に関西に本社を置いている企業群にみられるのである。最後に、全面移転型としては、鐘淵化学、東洋曹達、徳山曹達などが代表的なものである。また、高度成長期の移動ではないものの、戦前期に地方で発祥した昭和電工や信越化学<sup>15)</sup>などは、全面移転型に加わるものと思われる。次章では、後2者の企業群の本社を東京に移転させた要因として重要なものである政府規制について概観していく。

## IV 行政システムと専門情報循環

## 1. 法的根拠と規制

法律には、フォーマルな規制と、インフォーマルな規制の二種類が存在する。フォーマルとインフォーマルの違いは、「法的根拠の存在」に求められる(新藤, 1992)。行政裁量により、行政側が法律の解釈に関して専門的能力をもち、企業の当該産業への参入などに対して許認

表 4 ナフサ分解系企業一覧 (1999年)

企業名	本社	登記本社	主力工場所在地	創業と発祥	ナフサの購入先
1 昭和電工	東京都港区	-	大分	1938年設立	九州石油
2 住友化学	東京都中央区	大阪市中央区	姉崎・袖ヶ浦	新居浜で1913年設立(肥料製造)	東亜石油・出光興産・富士石油 (姉崎・袖ヶ浦)
3 東ソー	東京都港区	新南陽市	四日市	山口県で1935年設立(曹達製造)	コスモ石油 (四日市)
4 三井化学(旧三井東庄と三井化学)	東京都千代田区	-	岩国・大竹・市原	1997年合併設立	大阪石油化学 (岩国・大竹), 浮島石油化学 (市原)
5 三菱化学(旧三菱化成と三菱油化)	東京都千代田区	-	水島・四日市・鹿島	1994年合併設立	コスモ石油など3社 (水島), 昭和四日市石油(四日市), 鹿島石油(鹿島)
6 山陽石油化学	東京都千代田区	-	水島	1988年設立	JE (水島)
7 出光石油化学	東京都墨田区	-	徳山・姉崎	1964年設立	出光興産(徳山, 千葉)
8 東燃化学	東京都港区	-	川崎	1960年設立	東燃ゼネラル石油 (川崎)
9 浮島石油化学	東京都千代田区	-	川崎	1967年設立	日石三菱精製 (川崎)
10 日本石油化学	東京都千代田区	-	川崎	1955年設立	日石三菱精製・浮島石油化学 (川崎)
11 丸善石油化学	東京都千代田区	-	五井	1955年設立	コスモ石油・京葉エチレン (千葉)
12 大阪石油化学	東京都千代田区	-	大阪	-	コスモ石油・東燃ゼネラル石油・興亜石油 (大阪)

エチレンの販売先	売上高 (億円)	資本金 (億円)	主な販売先	主要製品
1 新日鉄化学他4社	3622	1104	全農, セントラル硝子	石油化学 (35%), 化学品 (15%)
2 千葉ポリエチレン他2社 (袖ヶ浦)	5587	847	住友商事, 日本オラキシン	基礎化学・石油化学 (55%)
3 協和油化他3社 (四日市)	3742	408	三井物産, 大洋塩ビ	基礎原料 (38%), 石油化学 (31%)
4 三井デュボン・日本エパリュ (市原), 三井デュボン (岩国)	6159	1032	三菱商事, 昭和産業, 日新製鋼	基礎化学品 (35%), 樹脂 (24%)
5 日本ポリケム・鹿島塩ビ (鹿島), JRS他4社 (四日市), クラレ他5社 (水島)	8414	1450		石油化学 (37%), 電子 (11%), 医薬品 (8%)
6 旭化成		20		
7 出光DMC (姉崎), 昭和電工 (徳山)	3491	124		
8 日本ユニカ他5社				
9 日本触媒他4社 (川崎)				
10 日本触媒他3社 (川崎)	1839	100		
11 宇部興産他8社		100		
12 鐘淵化学他4社 (大阪)		50		

出所) 各社の有価証券報告書, 石油化学新聞社「石油化学工業年鑑2000年度」, 日本経済新聞社「会社総覧2000年度」などをもとに筆者作成。

- 注1) 1～5の企業は上場企業, 6～12の企業は非上場企業である。6以降の企業に関しては, 有価証券報告書, 会社総覧などからの資料収集が不可能であるため, データ未詳の箇所については空欄のままである。
- 注2) 日本経済新聞社「会社総覧2000年度」において登記上の本社が記載されている企業に関しては別個に登記上の本社を掲げた。主要管理部門(社長室, 総務, 企画, 人事)の所在地と商法上登記の本社とが異なった場所である場合には, 以上のような記述がなされている (1998年12月に電話で聞き取り)。
- 注3) 企業本社は全て商法上の登記をするために, 通常は本社間の空間的分離はみられない。この分離が, 一部の企業にみられる原因については, 登記上の本社において法人税が発生することが大きく関係していると推測される。
- 注4) 発祥と創業に関しては明らかなものだけを記述した。合併や分離による設立は戦前のものについては割愛している。
- 注5) 資本金と売上高の単位は億円, 売上高は1999年3月期の報告書による単独決算の数字を用いている。
- 注6) 主な販売先は前製品の販売先を含んでいるため, ナフサ分解品の販売先以外もふくまれる。
- 注7) 主要製品に関しては, 各社の有価証券報告書毎に記載基準が異なっているため, 品目の区分内容は必ずしも共通ではない。

可権限を保有するが, その参入規制は最終的に法律的根拠によるのである。以下に, 石油化学産業の参入において法律がどのような役割を果たしたか, また法律と専門情報の関係について述べていく。

高度成長期に, 政府は産業構造の高度化政策の一環<sup>16)</sup>として, 各種の産業を育成することを

目的とした産業毎の業法を制定した。新製品というイノベーションを伴った石油化学産業も産業構造の高度化に寄与する主導産業であるために, 例外に漏れず育成対象産業となり, 同産業を手厚く保護しようとする法律が検討された。当初は, 通産省軽工業局が「化学工業振興法」として1956年6月に成案化し, 1957年1月

には最終案としてまとめ。しかしながら、政府規制が色濃くなることによる業界側からの反発もあり、法案の国会提出は1957年2月に断念<sup>17)</sup>された。以上のような背景により、石油化学産業のみを対象とする単一の業法の不在という特徴のある規制が、通産省と産業との間に生み出されたのである。そのため、政府は、複数の規制を組み合わることで参入規制を行った。

## 2. 明示的規制の企業による把握

通産省が所管する規制数は、1999年の許認可件数でみると1726件であり、厚生省、農水省、運輸省を上回り最多である(表5)。この数字は、1985年時の1870件に比べ144件分ほど減少しているものの、政府機関の中で、最大の「許認可」権限を保有する省である。その通産省の中で、各企業や業界団体と個別に接触する部署は、「原局」と呼ばれる。第1期、2期の企業化計画が推進された1950年代後半～1960年代前半(昭和30年代)は、軽工業局<sup>18)</sup>が石油化学産業を始めとする化学産業を管轄してきた。しかし、石油化学産業の拡大を反映し、従来の部署では事務的に対応できなくなっていたために、1966年の通産省設置法の一部改定により、軽工業局の廃止とそれに伴う化学工業局が新設され、石油化学を含めた化学産業全般を担う原局となった。

通産省所管の法律は、「通産省関係法規」として、「通産省年報」に明記されている。第1期企業化計画時期にあたり、軽工業局が原局であった1957年には、軽工業関係の業種を規制する法律だけで10件にのぼり、さらにその法律に基づく省令、政令、通告、通例は38件を数える(通商産業省年報昭和32年度版, 1959)。同様にして、原局が化学工業局と鞍替えした1966年には化学工業関係の業種を規制対象とする法律は11件、その法律に基づいた各令は55件にのぼる(通商

産業省年報昭和41年度版, 1967)。このような規制の根拠となる当該法律の量的総数が、明示的なものでさえも多大であることが、企業側の当該部門<sup>19)</sup>が、情報探索費用を最小化させるために東京に本社を構える大きな要因となりうると思われる。企業の当該部門が、自らどの法律がどの企業行動に適用されるかを探索するよりも、直接、対面接触により行政官から情報を得るほうが、情報探索費用が最小化できるのである。

表5 省庁別許認可件数

	1985年	1999年	増減
国家公安委員会	81	139	58
金融再生委員会	—	1003	—
科学技術庁	218	308	90
環境庁	149	221	72
国土庁	81	100	19
法務省	146	196	50
大蔵省	1116	844	-272
文部省	310	394	84
厚生省	936	1322	386
農林水産省	1263	1376	113
通商産業省	1870	1726	-144
運輸省	2017	1505	-512
郵政省	265	381	116
労働省	532	682	150
建設省	742	976	234
自治省	104	125	21
その他	305	283	-22

出所) 総務庁編「2000年版白書 規制緩和白書」を基に筆者作成。

注1) 1999年時点において件数が100未満の省庁は省略した。

注2) 許認可件数の把握については、依拠した資料において調査が開始されたのが1985年であり、それ以前のデータについてはこの資料に依拠する限り存在しない。

注3) 件数が把握された月日は、1985年は12月末日、1999年は3月末日である。

注4) ここで計上されている規制とは「法令、政令、省令、告示」において「許可、認可、免許」などの用語が用いられている許認可である。

注5) 1件数を「原則として法令の条文中の項を単位」で計上している。

### 3. 暗示的な規制と外資法

対象産業を設定し、根拠法を明示している規制以外にも、各種の暗示的な規制が存在する。このような暗示的な規制を紐解くためのものとして1955年7月に発表された省議である「石油化学工業の育成対策」に注目するのが有効であると思われる(表6)。同対策は、省議決定であり、それ自体は提言的なものにとどまっている。しかしながら、この省議には育成方針が5項目挙げられており、産業の育成に際し政府が実施する対策も、各項目毎に暗示的に設定されているのである。各項目は、石油化学産業における固定費用<sup>20)</sup>が巨額であるという特質を考慮したものとなっている。その対策は5項目にわけられ、①政府系金融機関からの融資斡旋、②償却方法の優遇、③外国技術導入の認可、④税制上の優遇、⑤外貨割当や関税面の優遇、となっている。プラント建設にあたり巨額の資金調達発生に対する開銀などからの融資斡旋や外貨割当、巨額のプラントの輸入のための関税の優遇、投資した設備に対する償却面での優遇、またその設備から生産された製品の免税や減税が、育成対策には示唆されている。この対策には通産省所管以外の法律を適用させるという、規制の側面が色濃く反映されている。表7のとおり、省議と言えども、その政策手段の実施については法律的根拠が背景に存在する。この中で、参入許可という企業の事業展開において最大の障壁となった規制の法律は、③の技術導入に関する「外資法(外資に関する法律)」<sup>21)</sup>であると考えられる。企業の石油化学産業への参入という、新規事業の立ち上げを直接に制限した法律は、外資法であり、それ以外の法令に見られる育成や保護のための優遇策は付随的なものと考えられる(表7)。

図1 甲種技術援助契約認可数

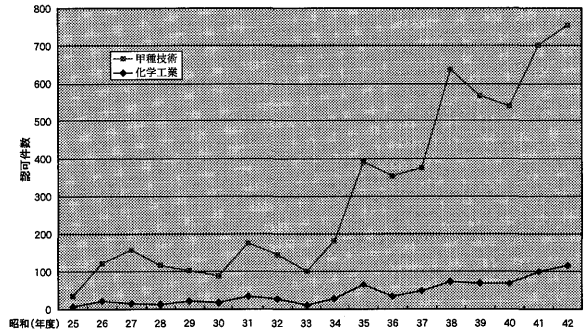


図2 乙種技術援助契約認可数

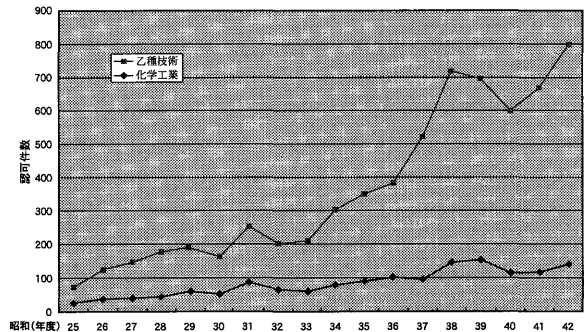
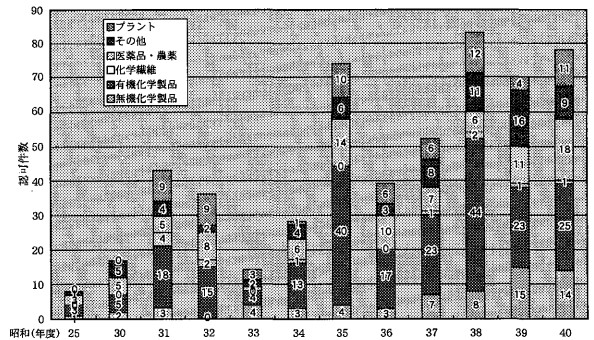


図3 化学工業における技術認可の構成(甲種)



出所) 科学技術庁編「外国技術導入年次報告」の各年度版を基に筆者作成。

外資法が規制対象としたのは、甲種技術援助契約<sup>22)</sup>についてである(図1)。第1期企業化計画への参入を求めての事業化計画が、各企業により相次いで打ち出された1956年度において、

表6 石油化学工業の育成対策

(昭和30年7月11日 通産省による省議決定)

<p>1. 目的</p> <p>(1) 合成繊維工業および合成樹脂工業の急速な発展に伴い、供給の不足を来すベンゾール、石炭酸、アセトン等原材料の供給確保。</p> <p>(2) 現在全量輸入に依存しているエチレン系製品等石油化学工業を確立しない限り逐年輸入の増加が必至と予想される原材料物資の国産化。</p> <p>(3) 主要化学工業原料の供給価格の引下げを期し、これらを通じて産業構造の高度化、化学工業及び関連産業の国際競争力の増大を図るものとする。</p>
<p>2. 方針</p> <p>(1) 主要石油化学工業製品の今後の想定需要量を国際価格水準において供給しうる体制をなす</p> <p>(2) 各企業における石油化学工業計画の内から、次の基準に従い適当且つ重要と認められる計画を重点的にとりあげ、これを積極的に育成する。</p> <p>(イ) 当該企業が計画を適格に遂行するに足る技術的及び経理的基礎を有すること。</p> <p>(ロ) 設備について短期償却を行っても、国際価格水準による販売価格をもって採算的に成立しうる計画であること。</p> <p>(ハ) 技術内容が優れていること。</p> <p>(ニ) 資金計画が確実であること。</p> <p>(ホ) 石油化学工業の企業化のため石油精製能力を大幅に増加することなく実現しうること。</p> <p>(3) 前項(イ)乃至(ホ)の基準に照らし適当と認められる計画による生産数量の合計が想定需要量を大幅に超過する場合においては、製品の予想供給価格並びに生産量、将来の発展性、外貨依存率、外資提携形態等を勘案し、我が国にとってもっとも有利と認められる計画を優先し、各石油化学製品につき想定需要量を大幅に超過しない限度において育成対象計画を選定する。</p> <p>(4) 石油化学工業と製品分野に於て競争を予想される既存工業については、なるべく急激な影響を与えることのないよう考慮を払う。</p>
<p>3. 対策</p> <p>(1) 設備資金については、必要により日本開発銀行からの融資をはかる。</p> <p>(2) 設備の短期償却を行い得るよう耐用年数を策定し、重要設備については特別償却の措置を講ずる。</p> <p>(3) 所要の外国技術導入を認可する。</p> <p>(4) 法人税第6条（重要物産指定による免税措置）の適用対象とする。</p> <p>(5) 所要の機器輸入について、外貨割当の確保と輸入関税の免除措置を講ずる。</p>

出所) 通産省政策史より。

143件中、化学工業については34件(23.7%)となっている。また外資法が廃止される直前の年度である、1972年度をみると、638件中115件(18.0%)となっている。これは一般機械の270件(25.5%)、電気機械の195件(18.4%)と並ぶ技術導入の3本柱の一つとなっている。また、技術導入に関しては、「外国為替及び外国貿易管理法」の規制となる乙種技術援助もあり、技術認可数に占める割合は、1956年度で51.5%、1972年度で21.2%となっている(図2)。甲種乙種ともに、第1期、第2期の企業の事業参加が目立っ

た1956年～64年までをみると、化学工業の占める割合が高くなっているのである。科学技術に甲種技術導入を項目別にみると、プラントの輸入が、第1期には1956、57年度にそれぞれ9件ずつ、第2期には、1960年度に10件、1961、62年度にそれぞれ6件ずつ、1963年度に12件と、企業化計画の各時期に対応したのとなっている(図3)。1968年の資本自由化まで、この技術輸入の許認可制度は継続したが、上述した数字は、あくまでも許可された技術導入の件数であり、技術導入の申請書を提出しながらも却下さ



表 7 規制に係る主要な法律の一覧

規制される項目	規制するための法律	適用の条項	昭和30年発表の育成対策での言及
技術導入	外資法 (施行 昭和25年 5月 10日)	第 3 条, 6 条, 8 条, 10 条	必要とされる外国技術を承認  「所要の外国技術導入を認可する。」
税制上の優遇	法人税法 (施行 昭和40年 3月 31日)	第 6 条 (内国普通法人等の清算中の所得の非課税)	免税, 関税の免税や外貨割当  「法人税法第 6 条の適用対象とする。」
貸与	日本開発銀行法 (施行 昭和26年 3月 31日)	第18条 (業務の範囲)	日本開発銀行からの貸与の供与  「設備資金については, 必要により日本開発銀行からの融資をはかる。」
償却方法	租税特別措置法 (施行 昭和32年 3月 31日)	第11条 第42~54条	製造設備の減価償却を優遇  「設備の短期償却を行い得るよう耐用年数を策定し, 重要設備については特別償却の措置を講ずる。」
外貨割当	関税暫定措置法と同法の施行令 (施行 昭和35年 3月 31日)	第 6 条	外貨割当の優先と関税免除  「所要の機器輸入について, 外貨割当の確保と輸入関税の免除措置を講ずる。」

出所) 通商産業省編『通産六法』の各年度版, 日本税理士会連合会編『税務六法』の各年度版をもとに筆者作成。

れた件数については含まれていない(表8)。これらの申請書の提出に対して, 原局は事業化の条件に見合う企業にのみ参入の許可を下したのである<sup>23)</sup>。よって, 通産省の選定にもれないようにするためには, あらかじめ通産省の選定基準を, 政府高官と対面接触で交流を行うことで企業側で知覚する必要がでてくるのである<sup>24)</sup>。

また地域開発政策などインフラ整備のための法律も間接的に産業育成の役割を果たした。土地の取得に関しては, 四日市, 岩国, 徳山地区の旧軍燃料廠の跡地払い下げという問題をあげることができる。原油の輸入地として港湾設備が整い, 旧海軍の広大な工業用地が整備されている旧軍の燃料廠跡地は, 様々な企業がこの用地の払い下げを国に求めた。最終的に閣議了解により, 参入可能な企業が選拔され, 昭和石油と三菱グループが四日市, 三井グループが岩国,

出光グループが徳山と, それぞれ払い下げを受けることが決定した(有沢, 1994)。

また, 地域開発政策も, 産業の育成の大きく寄与した。新産業都市建設促進法は, 施行が1962年5月であり, コンビナートの稼動地区では, 岡山県南(水島), 大分, 東予(新居浜)が指定対象地域となり, 新産業都市の指定地区の中で数少ない成功地区とされている<sup>25)</sup>。特に岡山南と大分は, 第2期企業化計画で立ち上がった企業群が集積する地区である。すなわち, コンビナートの稼動に先駆けて, その地区のインフラ整備などを公的資金で行うことを根拠づけた地域開発政策が法律化されたのである。同様のことは, 1964年7月に施行された工業整備特別地域促進についても当てはまる。これは既存の工業集積がある程度の水準に達し, なおかつ市場に近接する地区が指定地域となった。コンビ

表8 第1期企業化計画における主要な技術導入

会社名	工場建設地	品目名	導入の相手先会社名	認可年月	金額(\$)	機械金額(\$)	完成予定
丸善石油	下津	第二級ブタノール	ケミカル・プロジェクト(米)	30年10月認可(乙種)	37000	265000	31年12月予定
日本石油化学	川崎	イソプロパノール, アセトン	ストーン&ウェブスター(米)	31年1月認可(甲種)	374000	257000	32年1月予定
三菱石油	川崎	ベンゾール, トルオール, キシロール	UOP(米)	31年1月認可(甲種)	276000	126700	32年9月予定
住友化学	新居浜	ポリエチレン	ICI(英)	30年11月認可(甲種)	1400000	960000	32年10月予定
			ストーン&ウェブスター(米)	30年5月認可(甲種)	410000	430000	
			ストーン&ウェブスター(米)	30年5月認可(甲種)	27000	560000	33年3月予定
三井石油化学	岩国	ベンゾール, トルオール, キシロール ポリエチレン エチレンオキサイド, エチレングリコール フェノール, アセトン	ストーン&ウェブスター(米)	31年5月認可(甲種)	531000		32年10月予定
			チーグラー(独)	30年11月認可(甲種)	1200000		
			サイエンティフィック・デザイン(米)	—	615000		
			サイエンティフィック・デザイン	—	231000		
			フェノール・アセトン製造技術	—			
			ディステイラーズ(英)	—	420000		
ストーン&ウェブスター(米)	—	364000					

出所)『石油化学工業20年史』より作成。

注1) 認可年月が空欄の箇所は、不明の箇所である。

注2) 完成予定は、技術導入の認可がおりた時点でのものである。

ナート稼動地区では鹿島、周南(徳山)地区が指定対象地域となっている。法律が施行された時期は、周南は稼動と同時期に、鹿島は稼動よりも6年前にあたる。

これらの法律や閣議了解は、基盤整備という観点から捉えることができる。旧海軍廠などの跡地の土地取得、整備、それに伴う付随的な交渉は、企業側が担うことなく、国レベルで行われてきた。これは従来の石炭化学、電気化学と比べて、原油の輸入地で大規模な製油事業と結合しなければならないという土地取得における石油化学の特殊性からきていると思われる。

#### 4. 集権的行政システム(地方出先機関の役割)

通産省の地方出先機関である地方通産局と、本省庁、企業の3者の関係については、企業が、地方通産局を経由せずに、本省庁の原局と対面接触を行うことに特徴づけられる。地方通産局も、形式的には各種の許認可権限を本省庁と同様にもち、その所管事務は旧通商産業省設置法

(1952年7月31日施行)により定められている<sup>26)</sup>。しかしながら、石油化学への参入についての各種の事業計画は、原局に対して提出されている。

これは、①組織内権限配分、②人的ヒエラルヒー(ライン)、③縦割り部局などの要因が絡んでいる(村松・西尾, 1995)。まず組織内の権限配分であるが、ある地方における企業が、地方通産局を素通りして本省庁の特定の課や係と接触する。その際に出先機関である地方通産局と原局である化学工業局とは、申請書の提出から許認可に至るまでの時間的なラグに大きな差がみられるのである。この時間的なラグは、許認可に対する権限の組織内関係を反映したものである。許認可に関し強い権限をもつと言われる課長、課長補佐、係長などの人員が、恒常的に常在している本省庁の原局へ書類提出したほうが、地方出先機関へ書類を提出するよりもはるかに短時間で参入許可などが下りてくるのである<sup>27)</sup>(行政機構図, 2002)。

二つ目の人的ヒエラルヒーであるが、これは

一つ目の組織内権限配分における本省庁の原局における強い許認可権限が、人員レベルでは、どこに与えられているかということである。許認可に際し、強い権限をもつ課長などが、所属部署、出身大学や学科などの紐帯により組織内で、「ライン」と呼ばれる人的つながりが確認される。組織内の職階上の階層が、官房・局一部一課（室）一係まで人的に一元的につながることで、上下間の情報網が構築されている。このラインに沿った形での書類提出が行われる。この人的なラインから外れた書類提出は、地方出先から書類を提出するのと同様に時間的ラグが発生するのである。このライン自体は公表されているものではない。そのため企業にとっては、官公庁と対面接触で情報交換をすることによってのみラインの存在を知り、さらに、知ることによって、そのラインに沿った書類提出や人的交流を行うことができる。非公表であるがために、地方に本社を所在させたままでは、省庁内の人的ヒエラルヒーについての情報が正確に入手できないのである。

三つ目の、縦割り部局であるが、これは、原局のみならず、省庁内の他部署や省庁間をまたがる規制が存在することから生まれる。通産省の化学工業局が、石油化学規制の主管局であるものの、外貨割当や政府系金融機関からの資金調達など金融面の許認可は、また別の省庁や機関に書類を提出する必要性が生じる<sup>28)</sup>。これらの機関の中には地方に支部分局を置いていないケースがある。また地方支部があったとしてもそこに駐在するスタッフからは同省庁や他省庁の動向に関する全体的な情報を入手することが不可能となり、申請書の提出においても他者に遅れをとらせるというハンディを与えるのである。

## 5. 関連する諸団体

政府と企業や業界団体以外にも、首都圏における専門情報の循環のループに加わっているアクターとして無視できないのが、研究所（シンクタンク）と審議会である。

まず研究所であるが、石油化学の場合は化学経済研究所が重要な役割を担っている。業界誌、白書や専門書の発行などの啓蒙活動、研究会や勉強会、海外視察やセミナーなどの主催などを通じて、産業内の情報交換の場として重要な役割を果たしていた。人員構成は、会長などの主要なポストは大手の化学系企業が歴任をしている<sup>29)</sup>。理事については、企業からの社長や取締役、政府系金融機関やマスコミからの派遣が主なものである。この研究所で理事を務める社長や取締役が所属する民間企業は、石油化学工業協会に加盟していた企業と、ほぼ重なる。ただし、より広範囲にわたる企業から理事の派遣が見られるという点では、化学工業全般についての情報収集と加工に携わった機関である<sup>30)</sup>。協和発酵、信越化学、東洋曹達などは、1950年代後半（昭和30年代の前半）は、ナフサ分解系企業の設立に出資という形で間接的に石油化学に関与し、当時は石油化学工業協会には未加盟であった。それにもかかわらず、社長や取締役クラスの人員を研究所には理事職として派遣をしていたのである。これらの社長や取締役などの人員は、地方発祥系企業の人員も多く含まれている。

また、日本に特有の政府の諮問機関とされる審議会においても、官民の各界の代表者が構成メンバーとなり政府への提言を行い、重要な政策策定過程の一端を担っている（岡崎、1993）。昭和30年代を中心とした時期の主要な審議会等の構成人員は、表9に示すとおりである。この中で、昭和37年3月の産業構造審議会化学工業

表9 審議会などの人員構成

会名（設立・発足年月）	政府機関	大学関係	企業	金融機関	研究所	マスコミ
石油化学技術懇談会（昭和29年11月）	2	2	14			
石油化学工業懇話会（昭和32年2月）			10			
化学工業基本問題懇談会（昭和36年5月）	3	2	20	2	2	1
ポリプタジェン需要推定委員会（昭和37年11月）	2		10		1	
化学工業部会（昭和37年3月）		2	11	1	1	2
化学工業調査団団員（昭和37年10月）	1		10		1	
有機化学小委員会（昭和38年8月）	1		10	1	1	

出所『通産省年報』の各年度版を基に筆者作成。

注1) 政府関係の研究所に属する人員に関しては、政府機関に含める。

注2) 業界団体（石油化学工業協会など）に属する人員に関しては企業に含める。

注3) 金融機関には、政府系、民間系を共に含んでいる。

部会に注目してみると、人員17名のうち、構成は、大学関係2名、企業11名、金融機関1名、研究所1名、マスコミ2名となっている。この中で実際に政策策定に携わっているのは、大学関係者であると思われる（表9）。

このように、研究所は企業からの派遣、審議会は各種アクターの混在という特色を持つものの、いずれも、政府や企業という単一のアクターの意思のみならず、それ以外の各アクターをも含んだ全体的な専門情報の収集や加工と発信の機能を担ってきたのである（大山，1995）。地方に本社を所在させていたはずの企業群の社長や役員などが、東京で行われていた審議会や各種の会合（セミナー、研究会、勉強会など）に連続的に出席した形跡が、これらの資料からみられることは、企業の高次管理部門に所属する人員は東京に常在していたとも読み取れるのである。

## V おわりに

### 1. 都市システムと本社移動

日本の都市システムは、支店配置や本社数の分布から階層性を規定すると、3大都市—地方

中枢都市—府県庁所在都市、または東京—大阪・名古屋—地方中枢都市—府県庁所在都市の階層性を形態的にはもつ（表10）。本稿では、石油化学産業の事例をとりあげ、企業の本社部門の地方から首都圏への移転に着目した。首都圏への本社の移転は、政府の本省庁や研究機関などが発信源となる専門情報を求めてのものであった。この地方から首都圏への本社移転から都市システムの階層を考えると、首都圏—それ以外の地方圏という階層関係のみが確認できる。それ以外の地方圏の中でも、地方中核都市と言われる県庁所在都市以外の都市に立地していた化学系企業の本社群は、高度成長期において、その本社の移動を、ダイレクトに首都圏に移したのであり、一般的に次に上位の階層とされる大阪・名古屋や地方中枢都市に移すことはなかったのである。集権型行政システムである省庁の組織内関係は、東京における権限の偏重的配分と、それ以外の都市における許認可権限の弱さに顕著に表れ、そのことが首都圏とそれ以外の地方の階層を形成する。東京—極集中という現象は、まさにこの東京における専門情報を立地要因とした本社群の移転を反映した側面が強いと思われる。このように、東京の本省庁

表10 主要都市における大企業の事業所数 (2000年)

都市名	本社	支店	事業所数	都市名	本社	支店	事業所数	都市名	本社	支店	事業所数
札幌	27(20)	730(524)	1714(1324)	熊谷	1(1)	42(26)	166(127)	西宮	12(12)	64(31)	224(149)
函館	1(1)	66(32)	213(168)	小山	1(1)	34(21)	153(103)	姫路	10(8)	104(78)	410(297)
小樽	1(1)	21(10)	61(46)	横須賀	1(1)	31(13)	153(99)	和歌山	6(4)	95(60)	351(277)
旭川		77(55)	241(198)	小田原	1(1)	27(15)	118(77)	吹田	6(5)	84(59)	285(215)
釧路		42(28)	170(149)	日立	1(1)	26(14)	127(90)	東大阪	5(5)	89(45)	285(187)
苫小牧		41(32)	158(138)	府中	1(1)	25(14)	112(65)	豊中	5(5)	63(27)	184(93)
帯広		39(28)	158(137)	越谷		38(14)	136(51)	高槻	5(5)	36(13)	140(74)
仙台	10(9)	640(535)	1557(1346)	市原		37(17)	141(87)	茨木	4(4)	40(23)	167(119)
盛岡	3(0)	147(71)	459(344)	太田		35(18)	146(103)	大津	3(1)	66(35)	249(162)
郡山	3(0)	125(62)	453(311)	平塚		29(18)	153(116)	明石	3(3)	40(16)	178(124)
青森	2(0)	121(61)	371(287)	大和		21(10)	109(59)	八尾	3(3)	30(11)	111(67)
秋田	2(0)	102(61)	348(269)	名古屋	97(80)	1135(798)	2878(2161)	加古川	3(3)	28(14)	127(77)
山形	2(0)	96(51)	304(228)	浜松	10(9)	129(80)	508(408)	枚方	2(2)	42(16)	151(85)
福島	2(0)	82(32)	243(141)	岐阜	9(4)	157(70)	415(244)	奈良	1(1)	87(54)	268(171)
八戸		66(20)	178(116)	刈谷	8(7)	26(15)	111(74)	草津		17(6)	115(72)
いわき		58(17)	229(148)	大垣	7(6)	39(13)	119(56)	広島	22(17)	663(469)	1604(1255)
東京	1066(1007)	2316(1199)	8692(6140)	静岡	6(4)	217(168)	663(579)	岡山	10(6)	232(136)	762(561)
横浜	60(52)	641(414)	2092(1464)	沼津	6(5)	57(33)	202(156)	福山	4(3)	100(45)	341(227)
川崎	23(22)	136(69)	661(456)	四日市	5(4)	98(49)	321(235)	下関	3(2)	44(19)	180(111)
千葉	10(4)	305(215)	897(632)	小牧	5(5)	30(18)	145(96)	宇部	3(3)	32(15)	130(78)
宇都宮	7(3)	159(104)	592(438)	清水	4(3)	55(15)	141(82)	鳥取	2(1)	48(23)	173(123)
立川	5(3)	86(73)	289(228)	豊田	4(4)	44(25)	211(141)	倉敷	1(1)	84(35)	301(206)
前橋	5(3)	84(52)	261(188)	春日井	4(4)	35(13)	155(83)	松江	1(0)	57(41)	210(172)
藤沢	5(5)	70(35)	224(135)	津	3(2)	76(48)	273(210)	徳山	1(1)	46(31)	150(119)
厚木	5(5)	55(42)	345(289)	豊橋	3(3)	54(31)	220(148)	呉	1(1)	40(9)	119(69)
大宮	4(1)	243(194)	674(540)	富士	1(1)	41(17)	158(113)	山口	1(0)	36(23)	141(109)
川口	4(4)	32(15)	190(99)	一宮		43(18)	118(61)	米子		31(11)	155(107)
船橋	3(3)	96(42)	310(174)	鈴鹿		33(5)	124(54)	高松	12(8)	317(249)	780(627)
高崎	3(3)	87(63)	313(248)	金沢	12(10)	251(173)	711(577)	松山	7(3)	165(84)	499(353)
松戸	3(2)	67(22)	209(74)	新潟	9(6)	254(185)	711(576)	徳島	3(0)	111(40)	285(177)
相模原	3(3)	44(16)	238(147)	福井	8(6)	103(57)	330(244)	高知	2(1)	82(39)	253(181)
上尾	3(1)	20(9)	103(50)	富山	7(6)	150(101)	463(370)	福岡	41(30)	893(637)	2034(1607)
浦和	2(2)	97(62)	288(178)	長野	7(5)	138(100)	411(323)	北九州	16(13)	251(128)	858(608)
町田	2(1)	51(28)	165(74)	高岡	6(5)	35(14)	120(75)	熊本	6(2)	199(107)	642(432)
市川	2(2)	50(14)	169(80)	長岡	4(3)	45(20)	184(129)	鹿児島	5(2)	179(98)	587(417)
川越	2(1)	48(28)	190(119)	松本	2(1)	84(56)	322(261)	大分	4(0)	147(77)	466(327)
土浦	2(1)	47(33)	175(122)	甲府	2(0)	72(44)	236(173)	宮崎	2(0)	115(55)	335(232)
つくば	2(2)	28(14)	192(192)	大阪	361(332)	1289(850)	3890(2975)	那覇	2(0)	100(51)	308(240)
水戸	1(0)	126(97)	414(331)	神戸	56(52)	404(259)	1271(922)	佐賀	2(1)	63(41)	185(138)
八王子	1(1)	75(42)	267(170)	京都	55(48)	344(214)	1093(762)	佐世保	2(0)	52(11)	147(72)
柏	1(1)	59(31)	220(127)	堺	13(11)	137(73)	456(289)	長崎	1(0)	150(69)	396(282)
所沢	1(1)	46(20)	148(73)	尼崎	13(13)	62(27)	252(175)	久留米	1(0)	66(25)	177(108)

出所) ダイアモンド社『組織図・事業所便覧全上場企業版2001年』を基に筆者作成。

注1) 対象とした都市は、人口10万人以上で事業所総数が100を超えるものとした(小樽を除く)。

注2) 本社、支店、事業所の( )内の数字は、小売業・銀行業に属するものを除いたもの。

注3) 各事業所の単位についての呼称は、各企業により異なるが、ここでは、本社、支店と明記されているものをそれぞれ計上した。

から循環する専門情報を立地要因とする限り、一般的な都市システム論で言われる首都圏以外の地方の都市間の階層関係を確認することはできない。

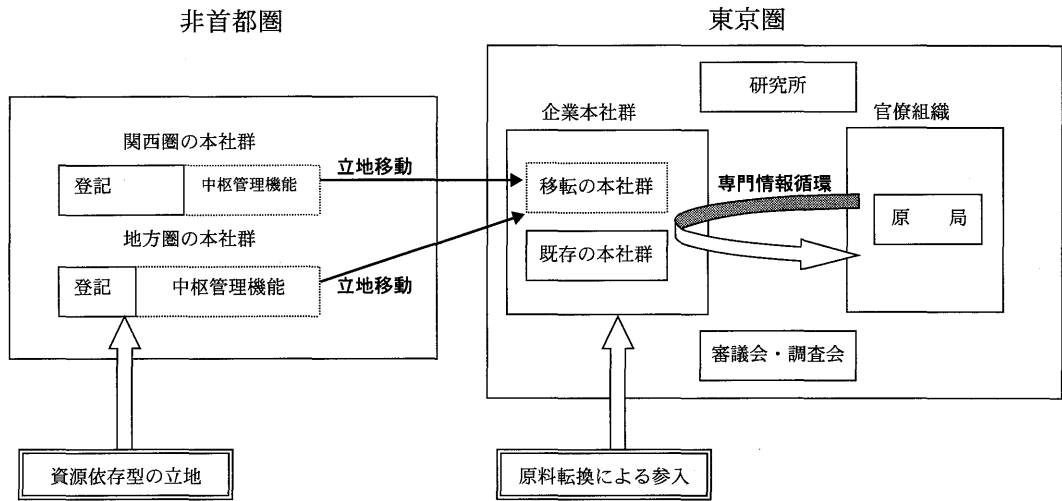
しかしながら、首都圏以外の地方に本社があった企業が、その本社部門をどの程度移転させたかを考慮すれば、関西圏の都市とそれ以外の地方都市との階層関係は確認することができる。これは、本社移動のプロセスに着目すると、本社部門の発祥地や創業地での残存の度合いが強い企業が、関西系の企業には多く見られるのである。関西系企業が、その本社を首都圏に全面的に移転することなく、多くの部門を関西に残存させる固着性については、関西圏における同業種や他業種の企業群、金融機関、地元経済団体とのつながりなどの要因が考えられる。いずれにせよ、首都圏に次ぐ本社機能の集積地である大阪は、立地企業群の業種毎な多様性もまた首都圏に次ぎ、本社立地に関しても他の都市よりも有利な歴史的条件を有する。資源立地型の工場展開と工場に付随した形の本社がある地方中核都市や地方の小都市では、単一の業種に都市の機能が偏重し、そのため、同業種の企業やその工場部門のみが立地している。地方の中小都市では、政府との接触とばかりでなく、他企業との接触においては、関西との比較においても、より不利な条件下にある。本稿では政府が発信源となり循環する専門情報を立地要因として本社移動を検証してきたが、観点を変えて、政府からではなく、他企業からの専門情報の入手という点からみると大阪は、非首都圏においては最も有利な条件をもつ都市なのであり、そのため関西において比較的本社機能を残存させた企業が多かったと考えられるのである。

## 2. まとめ

本稿では石油化学産業を対象として、政府の産業政策が本社の立地に与える影響について考察した。政府は、各種の法律を組み合わせせて行政指導を行い、産業の立上に大きく関与した。その中でも、外資法による規制は、企業に事業計画書を提出させ、政府が考慮した条件を満たす企業にのみプラント建設や操業などの事業展開を許可した。政府による参入規制という許認可権限に対処するために、企業は政府との人的接触を試み、社長、役員クラスの人員が常在する本社を東京に移した。複数の法律によるがために暗示的になる規制は、社長や役員クラスの人員を動員し、政府高官と恒常的に人的交流を行うことで、暗示的な内容に転換して知覚することが可能になる。さらに、内容を知覚することで、企業の事業展開のための意思決定が行われ、石油化学への参入の足がかりとなるのである。地方に本社を所在させたままでは、政府高官とのフェイス・トゥ・フェイスによる情報交換が不可能であり、暗示的な規制の内容を知覚することはできず、事業展開において不利な条件であることを強いられた。かくして、「金のなる木」と言われたほどに主導産業であった石油化学への参入意図をもった地方発祥の企業群は、首都圏への本社の移転を行ったのである。また、首都圏には、政府以外にも、審議会やシンクタンクなどの情報機関が存在し、これらの会合へ社長、役員クラスが出席するためにも、首都圏に本社を移転させたほうが、情報入手においてより有利となる。こうして、首都圏とそれ以外の地方圏との間に、専門情報の入手の条件において、決定的な差が生じ、そのことがさらなる首都圏への本社の移転をもたらし、東京一極集中という現象にまでつながるのである。

しかしながら、研究会や審議会など各アク

図 4 本社移動と行政システム



出所) 矢田ゼミナールでの議論を基に筆者作成。

ターの人員やその議事内容が事後的に把握できる資料を参照するなら、政府と企業の間、公式な会合の場で人的な交流があったことは推測できるものの、実際にはあったとされる「接待」などの日常生活を含めた政府・企業間の人的交流については、対面接触のみによる情報交換であるがゆえに、事後的な記録が残されていない。そのため、果たしてどの程度までの専門情報の循環があったのかを証明することは困難となってくる。本稿は、いわゆる「日本的な官民癒着」と言われる接待や根回しなどで循環する情報については言及することができなかった。あくまでも、人員構成などから、専門情報の循環があったことを推測するにとどまっている。今後は、この点をよりクリアにするために、聞き取り調査などをさらに行うことが必要である。

次に、今後の課題点を述べる。第一に、対象とする産業の拡大である。鉄鋼やセメントなどの素材型産業は、創業時は資源依存型の立地でありながら高度成長期に首都圏に本社機能に移した企業も数多く見られる。これらの企業も、

同様に政府の規制色の強い産業であった。今回と同様の手法により政府規制と本社移動の関連をみることで、素材型産業の本社立地の特性をよりクリアにしていく事が第一の課題点である。第二に、首都圏とそれ以外の地方圏の階層性は、省庁の許認可権限に伴う専門情報が首都圏に空間的に偏在していること求めた。しかし、日本の都市システムを概観するなら、その階層性において、首都圏の次に、大阪・名古屋などと別個に支店群の集積がみられる地方中枢都市と呼ばれる都市群が位置している。また、これらの都市群は、政府省庁の地方出先機関が集中的に配置されている都市群でもある。支店立地は、政府（出先機関）がどのように関与しているのかについて検証することで、一国レベルでの都市システムの体系を示すことが第二の課題である。第三に、日本と違い、本社の立地が、行政機関の所在地と完全に一致しない米国の事例を、特定産業に絞り明らかにすることである。テキサス州など石油資源が賦存する地方に、石油精製業・石油化学業の工場群のみならず、本

社群も集中し、その本社を日本のように政府機関の所在地に移転させる例は稀有である。この点をクリアにするために、本社立地と政府規制が米国においてはどの程度関係するのかを検討していくのが、第三の課題である。

謝辞) 本稿を作成するにあたり、矢田俊文教授(九州大学大学院経済学研究院長)ならびに矢田ゼミナールの参加者の皆様に、ゼミナールでの議論の場で様々な助言を頂いたことを御礼申し上げます。また、石油化学業界に化学経済研究所員として深くかかわってこられた山下甫元氏(帝京大学名誉教授)、山本勝巳氏(愛媛大学法文学部教授)にも、聞き取り調査にご回答を賜ったことを御礼申し上げます。

### 【注】

- 1) 営業本部型は「地方の本社に実質上の本社機能を残し、東京本社はあくまでも国内営業の中心としている企業」、東京中心型は「地方の本社から東京本社に本社機能の中心が移った企業」、機能分散型は「本社部門を二つに分けている企業」とある(肥田野, 1998)。
- 2) 肥田野は、企画、人事、総務という呼称で呼ばれる部署を実質の本社としている(肥田野, 1998)。
- 3) 本社は全国(national-wide)の支所を管轄し、支所はその地域(regional-wide)のより下位の支所を管轄するという点に、組織内部部門の階層性が求められている(ブレッド, 1973)。
- 4) ブレッド(1977)は、日本やスウェーデンの例をあげ、政府機関なども複数立地組織として捉えている。しかし、その組織間関係については触れていない。
- 5) 2000年の同業種の企業のうち、42.5%が東京本社としている(ダイヤモンド社, 2001年)。
- 6) 用途の広く前方の需要規模が大きい樹脂であるポリエチレンが、最も収益に寄与した(有沢, 1994)。
- 7) 企業の参入要望として提出された計画は、1950年に日本曹達が提出した総合石油化学計画が最初である。
- 8) 高圧プロピレンなどである。
- 9) 新製品は、新技術がなくとも未利用留分の活用を図るものも含まれている。
- 10) 鉄鋼の業界団体である日本鉄鋼連盟は、戦時中に設立された統制団体の鉄鋼統制会(昭和21年に商工大臣令により解散)に源流をもつ。化学工業の業界団体である、日本化学工業協会や日本ソーダ工業会も同じく戦時中設立の化学工業統制会に源流をもつ。
- 11) 懇話会における事務局は、日本化学工業協会の内部に置かれていたために、化学工業協会とは密接な関係をもっている(石油化学工業史, 1971年)。
- 12) 「この懇話会は、石油化学第1期計画の骨格が固まるにつれて、石油化学企業間の連絡を密にし、かつ業界として政府および関連産業に対する啓蒙宣伝活動を広く行なう必要が生じてきたために結成されたものである(石油化学工業史, 1971年)」との設立理念にあるように、当初から政府との産業レベルでの交渉を目的としていたのである。
- 13) 旭化成(大阪)、宇部興産(宇部)、クラレ(大阪)、住友化学(大阪)、ダイセル(大阪)、東ソー(新南陽)、トクヤマ(徳山)、日本触媒(大阪)は、有価証券報告書や事業所一覧などで、東京所在以外の本社を明記している。また、商法による登記の本社所在地を本店という呼称で有価証券報告書に明記しているケースも



- ある。
- 14) 東洋曹達は有価証券報告書に「1975年に東京に本社を移転」と明記している。そして、山口県新南陽市にある商法上の本社を「本店」としている。宇部興産は、社史で「東京支社は、対官庁折衝や業界活動などからますます重要性が高まり、人員も増加してきたので、当社のビルの建て替えに踏み切った」[38年2月、本社機構の一部を東京へ写し、組織上の東京支社を完全廃止した]と明記している(宇部興産創業百年史より)。
- 15) 信越化学は、ナフサ分解やエチレン誘導には直接係っていないが、化学経済研究所に参加していたこと、また、子会社を通じて出資の形でエチレン誘導品に係っていたことを考慮してとりあげている。
- 16) 機械工業振興臨時措置法(1956年6月施行)、電子工業振興臨時措置法(1957年6月施行)などがある。
- 17) この案が法律化しなかったために、同年同月に軽工業局は「新規化学工業振興法」という代案を提出しているが、同様に国会提出には至っていない。
- 18) 1957年時では、化学肥料業、有機・無機化学工業、ゴム工業、アルコール専売業、窯業・建設材料工業、日用品、産業保安取締が、軽工業局の所管にあたる産業である(通産省年報昭和32年度版, 1957)。
- 19) 企業で法律問題に対処する部署は異なっているが、主に総務、企画などの部門に置いて対処されている(聞き取り調査による)。
- 20) 輸入プラントの建設にかかる建設費が巨額であることを、これらの対策は考慮しているものと思われる。設備自体にかかる費用以外には、付随して、技術費(技術指導、図書、技術者招聘、図面資料、計算書、技術情報などにかかる費用)も発生していた(化学経済, 1959)。
- 21) 「石油化学に対する政府の介入権限は外資法に基づくものであった。……省略……。ごく一部の例外をのぞいて、外国技術に依存していたため、企業が新規参入、合併会社の設立、設備の新增設を行う場合には、政府の許認可をうける必要があった。」(小宮, 1984)。
- 22) 甲種は、「外資法」により認可され、契約期間、対価支払期間が1年以上の技術導入のことであり、乙種は、「外国為替及び外国貿易管理法」により許可され、期間が一年未満のものをさす。
- 23) 日産化学による富山、協和発酵による宇部でのエチレン製造計画などは、計画として提出されながらも、実現には至らなかった(石油化学工業10年史, 1971)。
- 24) 選別にあたり明示的には以下の5項目が育成対策で示された。①技術的、経理的基礎、②採算性に優れ

- ること、③技術的に優れること、④資金計画の確実性、⑤石油精製との整合である。これ以外にも、生産量、将来の発展性、外貨依存率、外資との提携形態など詳細にわたる認可のための条件があった(石油化学工業20年史, 1981)。
- 25) 工業出荷額の全国平均上昇率を上回る伸びを見せたのが、これらの地区であり、他の遠隔地で指定地区となったところの工業出荷額の伸びが鈍的であったのと対照的である(山崎, 1992)。
- 26) 第2章の第4節の第11条に、1~20の項目で所管事務が定められている。これは通産省の権限に係る第5条の各項目を「分掌」している(通産六法, 1999)。
- 27) 地方出先機関では書類提出から許認可まで3ヶ月かかるが、原局への書類提出から1週間程度で許認可が行われるとのケースがある(聞き取り調査による)。
- 28) 通産省の企業産業資金課や、大蔵省の理財局資金課などである。
- 29) 第1期企業化企業化計画の時期である1959年には、住友化学社長であった大屋敦が会長職に就いている。また、理事には、信越化学、旭化成、宇部興産、東洋曹達など地方に本社を置いているとされた企業のトップが、東京にあるシンクタンクの理事となっている。
- 30) 1959年では、味の素や東京ガスなどの社長や重役も理事として参画している。

### 参考文献

- 阿部和俊『先進国の都市体系研究』, 地人書房, 1996年。
- 有沢広巳監修『日本産業史2』, 日本経済新聞社, 1994年。
- 板倉勝高「日本の化学工場の分布」『地理学評論(日本地理学会)』, 第32巻, 第7号, 1959年。
- 大山耕輔「通産省による産業政策の政策評価」『組織科学(組織学会)』, 第28巻, 第03号, 1995年。
- 岡崎哲二「日本の政府・企業間関係: 業界団体—審議会システムの形成に関する覚え書き」, 『同上』, 第26巻, 第04号, 1993年。
- 奥野正寛「日本の行政システム」(所収 貝塚啓明・金本良編『日本の財政システム—制度設計の構想—』, 東京大学出版会, 1994年)。
- 北村嘉行「化学工業(素材・エネルギー工業の地域構造)」(所収 北村嘉行・矢田俊文編『日本工業の地域構造』, 大明堂, 1977年)。
- 橘川武郎「産業政策の成功と失敗」(所収 伊丹敬之他編『日本的経営の生成と発展1』, 有斐閣, 1998年)。
- 小宮隆太郎編『日本の産業政策』, 東京大学出版会, 1984

- 年。
- 小宮隆太郎『日本の産業・貿易の経済分析』, 東洋経済新報社, 1999年。
- 新藤宗幸『行政指導—官庁と業界のあいだ』, 岩波新書, 1992年。
- 鈴木興太郎・奥野正寛「日本の産業政策 展望と評価」(所収 伊丹敬之他編『日本の企業システム 第4巻 企業と市場』, 有斐閣, 1993年)。
- 田中康一「企業の立地と金融の地域構造—雪印乳業の事例より—」『経済地理学年報』, 第42巻, 第1号, 1996a年。
- 田中康一「経営環境の変化と本社機能立地」『経済学研究』, 第63巻, 第3号, 1996b年。
- 富樫幸一「石油化学工業における構造不況後の再編とコンビナートの立地変動」『経済地理学年報(経済地理学会)』, 第32巻, 第3号, 1986年。
- 永井誠一・宮地治「中枢管理機能と都市の再編成」(所収 大来佐武郎編『地域開発の経済学』, 筑摩書房, 1967年)。
- 野原敏雄・森滝健一郎編『戦後日本資本主義の地域構造』, 汐文社, 1975年。
- 肥田野登編『ホワイトカラーの行動と選択—コミュニケーション・企業組織・企業立地—』, 日本評論社, 1998年。
- 村松岐夫・西尾勝編『講座行政学 第4巻 政策と管理』, 有斐閣, 1995年。
- 山崎朗「ネットワーク型配置と分散政策」, 大明堂, 1992年。
- 渡辺徳二『化学工業 その産業論的研究』, 日本評論社, 1972年。
- Pred, A. "Systems of Cities and Information Flows: The Growth and Development of Systems of Cities in Advanced Economies," *Lund Studies in Geography*, No. 3, 1973.
- Pred, A. *City-systems in Advanced Economies*. Hutchinson, 1977.
- 油化学工業20年史』, 化学経済研究所, 1981年。
- 総務庁編『規制緩和と白書 2000年版』, 大蔵省印刷局, 2000年。
- ダイヤモンド社『組織図・事業所便覧 全上場会社版 2001』, ダイヤモンド社, 2001年。
- 通商産業省編『通商産業年報 各年度版』, 通商産業大臣官房調査課。
- 通商産業省編『通産六法 各年度版』, (財)通商産業調査会出版部。
- 通商産業省通商産業政策政策史編纂委員会『通商産業政策史 第1巻 総論』, (財)通商産業調査会, 1992年。
- 通商産業省通商産業政策政策史編纂委員会『—同上— 第6巻 第II期 自立基盤確立期(2)』, (財)通商産業調査会, 1990年。
- 通商産業省通商産業政策政策史編纂委員会『—同上— 第10巻 高度成長期(3)』, (財)通商産業調査会, 1990年。
- 通商産業省通商産業政策政策史編纂委員会『—同上— 第16巻 統計・年表編』, (財)通商産業調査会, 1992年。

### 引用資料

- 化学経済研究所『化学経済(月刊)』, 化学経済研究所, 各年度版。
- (財)行政管理研究センター『行政機構図 2002年版』, 行政管理センター, 2002年。
- 石油化学工業協会石油化学工業10年史編集委員会『石油化学工業10年史』, 化学経済研究所, 1971年。
- 石油化学工業協会石油化学工業20年史編集委員会, 『石